

「ぐんぎん経営倶楽部」Web情報サービス利用約款

株式会社群馬銀行（以下「当行」という）は、当行がインターネット上のWebサイト（以下「本サイト」という）にて提供する「ぐんぎん経営倶楽部」Web情報サービス（以下「本サービス」という）の利用に関して、以下の通り利用約款（以下「本約款」という）を定めます。

第1条（利用者）

- （1）本サービスを利用する事業者（以下「利用者」という）は、「ぐんぎん経営倶楽部」への会員登録が必要です。
- （2）利用者は、本約款および「ぐんぎん経営倶楽部」会則が、本サービスの利用に関して適用されることを承認するものとします。

第2条（IDおよびパスワード）

- （1）当行は、利用者に対しIDおよびパスワードを発行します。
- （2）利用者は、IDおよびパスワードを第三者へ使用させてはならないものとします。
- （3）利用者は、IDおよびパスワードの管理および使用について責任を負うものとします。そのIDおよびパスワードを利用して行われた行為、IDおよびパスワードの管理不十分、使用上の過誤、もしくは第三者による不正使用等については全て利用者が責任を負うものとします。
- （4）利用者は、IDおよびパスワードの紛失、盗難または第三者による不正使用の事実が判明した場合は、直ちに当行に連絡し、当行の指示に従うものとします。

第3条（変更手続）

- （1）利用者は、本サービスに登録されている内容に変更があった場合、速やかに当行が指定する方法により変更手続きを行うものとし、それ以後も同様とします。
- （2）利用者が前項の手続きを怠ったことにより不利益を被っても、当行は一切のその責任を負わないものとします。

第4条（本サービスの内容）

- （1）本サービスの内容は、以下の通りとします。
 - ①本サイトにおいて、当行がサービス提供者として、利用者へ独自に商品または情報等を提供するサービス（以下「基本サービス」という）
 - ②当行以外のサービス提供者（以下「オプション提供者」とします）に別途お申込まいただくことにより利用者へ商品または情報等を提供するサービス（以下「オプションサービス」という）
- （2）本サービスの提供時間帯は、1年365日（うるう年の場合は366日）、毎日24時間とします。ただし、第15条第1項の規定に基づくサービスの一時中断もしくは停止の期間、またはオプション提供者が定める場合を除きます。

第5条（基本サービス）

基本サービスの内容、その他の詳細については、別途当行が定め、本サイトへ掲示するところによるものとします。

第6条（オプションサービス）

- （1）利用者は、オプションサービスにおいては、オプション提供者との間で直接取引を行うものとし、当行は、かかる取引の成否、内容および履行等について一切責任を負いません。
- （2）利用者は、オプションサービスの利用に関して、別途オプション提供者が定める利用約款が適用さ

れることを承認するものとします。

- (3) 当行は、利用者に対し、オプションサービスにおける商品または情報等について一切責任を負わないものとします。また、これらに起因して生じた損害に対しても一切の責任を負わないものとします。

第7条（利用者情報の取り扱い）

- (1) 本約款において「利用者情報」とは以下の情報をいいます。

- ①利用者が本サービスへの利用者登録申込時に届け出た情報（第3条第1項の定めに基づき変更された情報も含まれます）
- ②利用者のコンピュータに設定するcookieにより取得する本サービスの利用履歴
- ③その他、利用者が本サービスの利用に伴い入力する会社名・住所・担当者名・電話番号・E-Mail等の情報

- (2) 当行は、利用者情報の漏洩、滅失又は毀損防止のために、十分な安全管理措置を講じます。

- (3) 当行は、利用者情報を、本サービスの提供のために当行が指定する業者（以下「指定業者」という）へ提供することがあります。

- (4) 当行および指定業者が利用者情報を利用する目的は、以下のとおりです。

- ①ダイレクトメール（郵便物）やメールマガジン（E-Mail）等による、本サービスや預金、融資、為替、外為、証券の各業務に関する情報発信および情報発信の停止
- ②ID・パスワードの通知
- ③会員の管理
- ④本サービスの円滑な運営に必要な行為
- ⑤その他本サービスの内容を向上させるために必要な行為

- (5) 当行は、前各項に定めるほか、以下の場合を除き、利用者情報を第三者に開示できないものとします。

- ①あらかじめ利用者の同意が得られた場合
- ②法令による場合
- ③個別の利用者を識別できない状態で提供する場合
- ④合併その他の理由による事業の承継に伴って会員情報を提供する場合
- ⑤国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合

- (6) 当行は、本サービス利用者資格を喪失した者について、資格喪失後6ヶ月経過したときは、その者の利用者情報を廃棄することができるものとします。

第8条（設備等の設置・維持）

利用者は、本サービスを利用するにあたり必要となるインターネット接続環境（プロバイダー利用契約、電話等の通信回線利用契約を含む）、コンピューター、携帯電話その他機器、ソフトウェア等を自らの費用で設置し、維持するものとします。

第9条（利用者の責任）

利用者は、本サービスを利用するにあたり、下記の事項を遵守するものとします。

- (1) 本サービスおよび本サイト上で提供される情報を不正の目的をもって利用しないものとします。

- (2) 本サイト上で提供される情報に関し、当行、オプション提供者または第三者の著作権、商標権、その他の権利を侵害する行為、またはそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。
- (3) 自分以外の人物を名乗ったり、代表権や代理権がないにもかかわらず会社などの組織を名乗ったり、または他の人物や組織との連携、協力関係を偽る等の行為を行ってはならないものとします。
- (4) 本サービスの利用者として有する権利を第三者に譲渡もしくは使用させたり、売買、名義変更、質権の設定その他の担保に供するなどの処分を行ってはならないものとします。
- (5) 手段を問わず、本サービスの運営を妨害する行為、またはそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。
- (6) その他法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為を行ってはならないものとします。

第10条（有効期間）

利用者資格の有効期間は利用者が「ぐんぎん経営倶楽部」の会員資格を有する期間とします。

第11条（利用停止）

- (1) 利用者が本サービスの利用停止を希望する場合には、速やかに当行へ所定の届出を行うものとします。
- (2) 本サービスの利用を停止した利用者の利用者情報に関しては、第7条の各条項が引き続き適用されるものとします。

第12条（利用者資格の取り消し）

利用者が以下の事由のいずれかに該当した場合、当行は何ら事前の通知なしに利用者資格を取り消すことができるものとします。

- (1) 本約款のいずれかの条項に違反した場合
- (2) 虚偽の事項を登録したことが判明した場合
- (3) その他、利用者として不相当と当行が判断した場合

第13条（利用者への通知）

- (1) 当行から利用者への各種通知は、本サイトへの指示、E-Mailまたはその他相当な方法により行います。
- (2) 本条第1項の通知がE-Mailで行われる場合、当行は、利用者が届け出たE-MailアドレスのサーバーにE-Mailが到達したことをもって利用者へ通知が完了したものとみなします。
- (3) 第3条に基づく変更届出がないため、当行から利用者への通知が延着または到着しなかった場合でも、通常到着すべき時に通知が到着したものとみなします。

第14条（サービス内容の変更）

- (1) 当行は、利用者に事前に通知することなく本サービスの内容を変更することができます。当該変更を行った場合は、当行は、変更実施後に本サイトへの掲示をもって利用者へ通知したものとします。
- (2) 当該変更によって、利用者へ不利益または損害が生じた場合であっても、当行はその責任を一切負わないものとします。

第15条（サービスの一時中断または停止）

- (1) 当行は、以下の何れかの事由の場合、本サービスの提供の一部もしくは全部を一時中断、または停止することがあります。
 - ①本サービス提供のため装置またはシステムの保守点検、設備更新の場合
 - ②天変地変、戦争、内乱、騒擾、労働争議その他労使関係上の紛争、不可避の事故、法的制限その

- 他当事者の支配しえない一切の原因により、本サービスの提供が困難な場合
- ③電気通信事業者その他本サービスの提供に必要な第三者の役務が提供されない場合
 - ④その他、運用上あるいは技術上、当行が本サービスの一時中断、もしくは停止が必要であるか、または、不可測の事態により当行が本サービスの提供を困難と判断した場合
- (2) 本サービスの提供の一時中断、停止の発生により、利用者または第三者が被った不利益について、当行は、理由を問わず一切の責任を負わないものとします。
- (3) 本サービスの提供を一時中断または停止する場合、当行は、本サイトへ掲示することにより、あらかじめ利用者に通知するものとします。ただし、緊急の場合は、会員への事前通知を省略することができるものとします。

第16条（損害賠償）

- (1) 利用者が本約款に違反する行為、または不正もしくは違法な行為によって当行に損害を与えた場合は、当行は当該利用者に対して相応の損害賠償の請求ができるものとします。
- (2) 当行は、当行の故意または重過失により、利用者に損害を与えた場合は、当行の故意または重過失に起因して直接発生した損害のみを賠償するものとし、その他の場合には、利用者に対し一切の責任を負わないものとします。

第17条（約款の変更）

- (1) 当行が本サイトにおいてする掲示またはその他の方法により定める個別規定は、本約款の一部を構成します。本約款と掲示・個別規定が矛盾抵触する場合には、原則として掲示・個別規定が優先するものとします。
- (2) 当行は、利用者の承諾なく本約款を変更できるものとします。本約款の変更の結果、利用者に不利益が生じた場合でも、当行は補償その他の義務を負わないものとします。
- (3) 本約款の変更があった場合は、当行は、本サイトへ掲示することにより、利用者に通知するものとします。
- (4) 本約款の変更は、本サイトへ変更後の約款を掲示したときから効力を生ずるものとします。

第18条（協議事項）

本約款に定めのない事項について紛議等が生じた場合または本約款の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、利用者と当行は誠意をもって協議し解決するものとします。

第19条（適用法及び専属的合意管轄裁判所）

本会の準拠法は日本法とします。また、当行と会員間で訴訟の必要が生じた場合、当行の本店所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意裁判所とします。

平成24年10月1日制定